

国民年金だより

年金の予約相談をご利用ください

日本年金機構では、年金相談の予約を実施しています。年金事務所の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金の相談をされる人は、ぜひ、予約相談をご利用下さい。

●予約相談のメリット

- ・お客様のご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
- ・相談内容にあったスタッフが事前に準備の上、丁寧に対応します。

●予約相談の時間帯

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後4時
 (※石巻年金事務所のみ月曜日延長開所：午後6時まで)
 毎月第2土曜日：午前9時30分～午後3時
 (石巻年金事務所のみ)

●受付期間

- ・予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けしています。
- ※連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書を準備してください。
- ※「石巻年金事務所希望」または「気仙沼出張相談所希望」とお申し出ください。

●代理人の相談について

- ・代理人が相談する場合は、委任状が必要になります。

予約受付・問い合わせ先 石巻年金事務所お客様相談室 ☎0225-22-5118

町税のQRコードによる納付について

令和5年度より、固定資産税と軽自動車税(種別割)については、新たに納付書に印字される地方税統一QRコードを利用して、地方税統一QRコード対応金融機関でご納付可能となるほか、スマホやパソコンを使って、地方税共同機構が新たに開設する「地方税お支払サイト」により、納付方法が拡充されます。クレジットカードの利用、インターネットバンキング、各種スマホ決済アプリ等が利用可能となります。納付方法により手数料等がかかる場合がありますので、ご注意の上、ご活用ください。

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372

歌津総合支所でもご当地ナンバーの交付を開始します

| 交付開始 | 標識番号 |
|------------------|---------------------|
| 5月1日(月) 午前8時30分～ | 南三陸町み・250～南三陸町み・309 |

▶交付対象

南三陸町内を主たる定置場所とする原動機付自転車(50cc以下)



☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372

【留意事項】

- ①ナンバーは希望制ではなく、小さい数字から連番で交付します。
- ②町民税務課や歌津総合支所でのご当地ナンバーの交付枚数に偏りがある場合、予告無しにご当地ナンバーの在庫枚数(標識番号)が変わる可能性があるため、予めご了承ください。

障害者/子ども/母子父子家庭 医療費助成受給者の皆さまへ
**保険証や受給資格が変わったら
 医療費助成の申請・変更手続きを忘れずに行いましょう**

町では、障害者、子ども、ひとり親に対し、適正な医療機会の確保と経済的負担を軽減するために、医療費の一部を助成しています(各制度には条件があります)。

医療費助成の受給資格を満たす人で、まだ受給資格の申請をしていない人や、転職などで保険証が変わった人は、必要書類をご確認の上、町民税務課医療給付係または歌津総合支所へ申請してください。

| 区分 | 対象 | 必要書類 |
|------|--|--|
| 障害者 | 下記の障害者手帳などをお持ちの人 ①身体障害者手帳1級～3級(3級は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓障害を有する人に限ります。) ②精神障害者保健福祉手帳1級 ③療育手帳A ④特別児童扶養手当受給者に監護されている人で、障害程度が1級の人 | ・①～④の内容を確認できる手帳 ・障害者本人の健康保険証 ・通帳 ・特定疾病受療証など ・マイナンバーカード |
| 子ども | 0歳～高校3年生までのお子さん (18歳になった最初の3月31日まで) 障害のあるお子さんが18歳以上となった場合は、申請により、障害者医療費の助成を受けられるようになる場合がありますので、該当する人は忘れずに申請してください。 | ・子どもの健康保険証 ・保護者の通帳 ・マイナンバーカード |
| 母子父子 | 上記のお子さんを持つ、母子家庭・父子家庭の保護者 お子さんが18歳以下であっても、就職などで社会保険の【本人】となった場合は該当しません。 | ・保護者本人の健康保険証 ・戸籍謄本 ・通帳 ・マイナンバーカード |

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

固定資産(土地・家屋)の価格などの縦覧

令和5年度固定資産課税台帳に登録した土地および家屋の価格の縦覧が下記のとおりできるようになります。

| | |
|--------|---|
| 期間 | 4月3日(月)～5月31日(水)(土日、祝日を除く) |
| 場所 | 町民税務課および歌津総合支所 |
| 時間 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 縦覧できる人 | ・固定資産税の納税義務者 ・固定資産税の納税管理人 ・固定資産税の納税義務者から委任を受けた代理人 ・固定資産税の納税義務者の同居の親族 |
| 必要書類 | ・本人確認書類(運転免許証など) ・委任状(代理人や法人の社員が縦覧する場合) |
| 手数料 | 無料 |

☎ 町民税務課 資産税係 ☎46-1372